

事 務 連 絡
令和6年11月26日

公益財団法人 児童育成協会 御中

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室長
厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省医政局看護課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う
雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について

厚生労働省、こども家庭庁及び文部科学省では、昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育・幼児教育施設において、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用した際に利用料金等についてトラブルとなるケースが発生していることを踏まえ、公的職業紹介の機能強化と雇用仲介事業の適正化に向けて取組を進めているところです。

また、職業安定法施行規則や職業安定法に基づく指針の一部改正に伴い、令和7年4月1日より、職業紹介事業者においては新たに常用就職1件当たりに係る平均手数料率の実績を厚生労働省の「人材サービス総合サイト」に掲載することや違約金規約の明示、募集情報等提供事業者においては労働者になろうとする者への金銭等提供の禁止や労働者の募集を行う者への違約金規約等の明示が義務とされました。

つきましては、求人者の皆様にハローワークや雇用仲介事業者の利用等に当たり知っていただきたいことについて、下記のとおりのリーフレットを作成しま

したので、関係者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【送付物】

- 1 労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう
- 2 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を安心して利用するために
- 3 有料職業紹介サービスを利用する際の注意点
- 4 ハローワークや、自治体等が運営する無料職業紹介をご存知ですか
- 5 医療・介護・保育分野における職業紹介機関を利用した好事例集
- 6 職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント
- 7 「人材サービス総合サイト」をご活用ください
- 8 民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点
- 9 採用した労働者について、複数の求人サイトから成功報酬（手数料）を請求されるケース、ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています
- 10 募集情報等提供事業者（求人募集サイト、人材データベース等）が新たに遵守すべき事項
- 11 雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！
ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

※ リーフレットの種類は数多くありますが、リーフレットをそれぞれ切り離して周知いただくことが可能となるよう、種類ごとに内容は完結しております。

全てのリーフについて周知いただきつつ、例えば「現在増えているハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースについて特に注意喚起したい」といったニーズがございましたら、特定の種類のリーフレットをピンポイントで周知するといったことについてもご検討いただければ幸いです。

なお、今回送付するリーフレットは、厚生労働省のホームページに掲載しております。

(掲載先の厚労省 HP アドレス)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaiseil_00005.html

【参考：職業安定法施行規則及び職業安定法に基づく指針の一部改正概要】

(1) 有料職業紹介事業者の手数料に関する情報提供事項の追加【規則第 24 条の 8 第 3 項第 4 号関係】

有料職業紹介事業者は、インターネット（厚生労働省の「人材サービス総合サイト」）を利用して、その時点における手数料に関する事項を提供しなければならないとされているところ、当該事項に、当該有料職業紹介事業者が取り扱う職種ごとの常用就職（無期雇用又は4ヶ月以上の有期雇用）1件当たりに係る平均手数料率（職業紹介に係る手数料総額を、就職した求職者に1年間に支払われることが見込まれる賃金額で除したもの）の実績を含めることとするもの。

(2) 募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止【指針第八の五の(三)関係】

募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないこととするもの。

（今般の措置の背景）

募集情報等提供事業者による労働者になろうとする者への金銭等の提供については、①離転職への誘引効果が生じている、②成功報酬・課金の高額化につながっている、③採用された労働者が金銭等の誘因から、複数の募集情報等提供事業者に対して採用決定の報告をすることが原因となって、募集主が複数の募集情報等提供事業者から成功報酬の請求を受ける等に伴うトラブルが発生している（高額な違約金請求に至るトラブルも発生している）、④求職者への金銭等の提供については、職業紹介事業において既に原則禁止されていること、また、職業紹介事業と募集情報等提供事業を兼業する事業者も多いこと等を踏まえたもの。

(3) 職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示【指針第六の九の(四)及び第八の五の(四)関係】

職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないように明示することとするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示してはいえないこと。

募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金

銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないように明示しなければならないこととするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

※ 改正の内容については、分かりやすくまとめたリーフレットを厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(参考1) 紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

<https://www.mhlw.go.jp/content/001323000.pdf>

(参考2) 労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になります

<https://www.mhlw.go.jp/content/001323001.pdf>